

(第一類 第十四号)

衆議院 第百九十二回国会

予算委員會議錄

平成二十九年三月二十三日(木曜日)

## 出席委員

理事	理事	理事	理事
赤羽	宮下	西村	石田
一嘉君	大西	康稔君	真敏君
	健介君	一郎君	理事
		理事	理事
		理事	菅原
		葉梨	一秀君
		武藤	容弘君
		長妻	昭君

三月二十三日	委員の異動
辞任	江藤
井坂	野中
國重	真山
赤嶺	祐一君
伊東	信彦君
信久君	徹君
政賢君	厚君
君	拓君
補欠選任	神田
	八木
	枝野
	富田
	吉田
下地	宮本
	岳志君
	宣弘君
幹郎君	茂之君
	哲也君
	幸男君
	憲次君

下地	宮本	吉田	富田	枝野	八木	神田	辯任
幹郎君	岳志君	宣弘君	茂之君	幸男君	哲也君	憲次君	
伊東	赤嶺	真山	國重	井坂	江藤	補欠選任	
信久君	政賢君	祐一君	徹君	信彦君	厚君	拓君	

○浜田委員長 これより会議を開きます。  
予算の実施状況に関する件(学校法人森友学園  
に対する国有地売却等に関する問題)  
たします。

籠池山口 貴士君  
康博君 きます。  
昭和二十二年去津第二百一十五号、  
義元こおけ

第一類第十四號

平成二十九年三月二十三日

<p>る証人の宣誓及び証言等に関する法律によつて、 証人に証言を求める場合には、その前に宣誓をさ せなければならぬことになつております。</p> <p>宣誓または証言を拒むことのできるのは、ま ず、証人、証人の配偶者、三親等内の血族もしく は二親等内の姻族または証人とこれら親族関係 があつた者及び証人の後見人、後見監督人または保 佐人とする者が、刑事訴追を受け、または有罪判 決を受けるおそれのあるときであります。また、 医師、歯科医師、薬剤師、助産師、看護師、弁護 士、弁理士、公証人、宗教の職にある者またはこ れらの職にあつた者は、業務上委託を受けたため 知り得た事実で他人の秘密に関するものについて も、本人が承諾した場合を除き、宣誓または証言 を拒むことができることになつております。</p> <p>証人が宣誓または証言を拒むときは、その事由 を示さなければならないことになつております。</p> <p>証人が正当の理由がなくて宣誓または証言を拒 んだときは一年以下の禁錮または十万円以下の罰 金に処せられ、また、宣誓した証人が虚偽の陳述 をしたときは三年以上十年以下の懲役に処せられ ることになつております。</p> <p>以上のことを御承知おきください。</p> <p>次に、証人が補佐人に助言を求めることが許さ れる場合について申し上げます。</p> <p>すなわち、証人は、宣誓及び証言の拒绝に關す る事項に關し、補佐人に助言を求めることができ ることになつております。</p> <p>助言は、その都度証人が委員長にその旨を申し 立て、その許可が得られた後に認められるもので あります。</p> <p>なお、補佐人は、みずから発言すること及びみ ずから証人に助言することはできないことになつ ております。</p>	<p>次に、今回の証人喚問に關する理事会の申し合 わせについて申し上げます。</p> <p>その第一は、資料についてであります。</p> <p>証人は、証言を行うに際し、資料を用いること は差し支えありませんが、委員長の許可が必要で あります。また、これらの資料は、いざれも当委 員会に提出していただくことになつております。</p> <p>その第二は、証人がメモをとることについてで あります。が、尋問の項目程度は結構でございま す。</p> <p>なお、補佐人がメモをとることは構いません。 以上の点を御承知おきください。</p> <p>この際、お諮りいたします。</p> <p>証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音につきま しては、議院証言法第五条の七の規定によりま して、委員長が証人の意見を聞いた上で委員会に諮 り、許可することになつております。証人の意見 は、同意することであります。</p> <p>宣誓及び証言中の撮影及び録音について、これ を許可するに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○浜田委員長 御異議なしと認めます。よつて、 そのように決しました。</p> <p>それでは、法律の定めるところによりまして、 証人に宣誓を求めるにいたします。全員御起 立願ひます。</p> <p>〔総員起立〕</p> <p>○浜田委員長 それでは、籠池康博君、宣誓書を 朗読してください。</p> <p>○籠池証人 宣誓書 良心に従つて、眞実を述べ、何事もかくさず、 又、何事もつけ加えないことを誓います</p> <p>平成二十九年三月二十三日</p>
---	---

○浜田委員長 宣誓書に署名捺印してください。

〔証人、宣誓書に署名捺印〕

○浜田委員長 御着席を願います。

これより証言を求めることがあります。人の御発言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問しているときは着席のまで結構でございますが、御発言の際には起立してくださる。

委員各位に申し上げます。

本日は、申し合わせの時間内で重要な問題について証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げるような言動のないよう特に御協力をお願いいたします。

○浜田委員長 これより証人に對して証言を求めます。

○籠池証人 はい、そうでございます。

○浜田委員長 生年月日、職業をお述べください。

○籠池証人 昭和二十八年二月七日生まれでございます。森友学園の理事長でございます。

○浜田委員長 以上をもちまして私からお尋ねすことは終わりました。

次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。葉梨康弘君。

○葉梨委員 自由民主党・無所属の会の葉梨康弘

でござります。籠池さん、遠くからお疲れさまです。私も、昭和五十八年に大阪府警の捜査二課で勤めていまして、平成元年から平成三年までは兵庫県警の捜査二課におりまして、あの辺、多少土地カンがあるので、午前中のお話も懐かしくお聞きしておりました。

そこで、籠池さんに質問なんですが、午前中、幾つか論点、新しいお話を出ましたので、それを

一つ一つ申し上げておきたいと思います。

午前中の参議院の質疑の中で、民進党議員の方からの質問でした、昭恵夫人に一回だけお願いをしたことがありますと、ことを言わされました。

昭恵夫人の携帯に籠池さんが電話をされて、留守電に入れておいたということですが、これについて返信がありましたか。

○籠池証人 返信の方はございません。

今のことについて、参議院でお話しさせていたいたことをちょっと訂正させていただきます

が、昭恵夫人が当学園の名譽校長になられる前のことです。

○葉梨委員 平成二十七年の九月で間違いました。それだけお伝えいたしました。

○籠池証人 そのとおりでございます。

○葉梨委員 平成二十七年の九月に名譽校長になられて、その後に、昭恵夫人付の職員にあなたは手紙を書かれたことはありますか。

○籠池証人 今時の系列の違いですが、昭恵夫人が名譽校長になられる前に私は手紙を書いたことはあります。

○葉梨委員 これはその手紙でしようか。これは籠池さんが書かれたものですか。

○籠池証人 はい。その宛名書きは私の字体ではありませんが、家内の方で書いたものだと思いま

す。

○葉梨委員 後で理事会にもお話ししたいと思いま

すが、これは平成二十七年の十月の消印がござ

りますので、名譽校長になられてから後というこ

とでござりますので、籠池さんのお話は間違いと

いうことになります。

○葉梨委員 これはいわゆるゼロ回答ということ

であります。ですから、役所の方でそんたくがあつたかどうか、これはちよつとその事実は考えられないと思

います。いずれにしても、あなたはそのファクスを受け取った。

そして、その後しばらくしてなんですが、手紙

を書いてから、職員が役所から聞いた説明をファ

クスで回答されたということでしたが、それは間違います。

○籠池証人 はい、それは間違いないません。

今私の手元にもござりますから、これをごらんに

なつていただきたいんだと思います。

ちよつとよろしいでしょうか。(葉梨委員「いい

や、いいです」と呼ぶ)これ、せつかく……

○浜田委員長 委員会でまたそれは、ちよつととめていただいて。まだこれは確認していませんので、理事会の方で。ですから、質疑に。(葉梨委員

員「ある」ということがわかりました。提出していただいてみて」と呼ぶ)

○籠池証人 よろしいですか。

○浜田委員長 後ほどまた。

では、今の質疑、いいですか。

○葉梨委員 ファクスで回答が来たと。それは、小学校用地を十年の売買予約つき定期借地契約で契約をしたけれども、これが五十年にならないかという内容だったと午前中お話をされましたね。

これが値下げにできないかという相談や工事費の立てかえ払いの相談をしたわけですね。これは確認いたします、午前中も同じお話をしていますから。

○籠池証人 はい、そのとおりでございます。

○葉梨委員 ただ、議員お示しのその封筒をもう一度私に見せていただきないと、それが私が、私は私の自筆で書いておりますので、それは私の自筆じゃございませんので、それをお伝え申し上げておきました。

○籠池証人 はい、そのとおりでございます。

○葉梨委員 ただ、今はお話をあつたとおり、ファ

クスでの回答がありました。その中身については御提出もいただけるということですが、こちら側にもござりますので、こちらから提出しても構わ

ないんですけれども、それの内容以外にはないと

いうことでございました。これを一つ、次に進みたいと思います。

午前中のお話をもございました、安倍晋三小学校、記念小学校、このスタンプ入りの用紙、これ

をつくて、使って寄附を募つたという件です

が、その用紙を作成した、あるいはスタンプを作

製したその時期はいつですか。

○籠池証人 これは趣旨書と一緒に添付いたしま

したものですから、その議員おつしやつていらっしゃるような振り込み票だけがひとり歩きするわ

けはないわけであります。

したがいまして、趣旨書をつくりました時期と

いうことでお答え申し上げます。

○葉梨委員 その趣旨書は、いつづくられたんで

すか。

○籠池証人 趣旨書の方は、当学園がまだ認可を

受ける前、もちろん認可申請を受ける前のことでありますので、安倍先生の方がまだ衆議院議員でいらっしゃつたときといふうに記憶しております。

○葉梨委員 その用紙を趣旨書とともに使用した

時期、これは、今お話をあつたように、安倍首相

が誕生する前、衆議院議員のときということで、それはどれぐらいの期間使われましたか。

○籠池証人 安倍先生の方で総裁選等々あられまして、やはり一衆議院議員ではなくなつたという時期、安倍昭恵先生の方から御主人であらつしやる安倍首相の方に、どうですか、安倍晋三記念小学院という名前はどうですかということを二度、三度とお聞きいただいて、当初はオーケーというござでしたが、やはり、後、大きな公職になられたので、御辞退いたしたいということでございました。

その期間でありますから、本当に短い、五ヶ月ぐらい、余りの時間でございました。ですから、その趣旨書と振り込み用紙がひとり歩きしたのは、本当に一瞬のときだつたというふうに考えております。

○葉梨委員 そういたしますと、平成二十四年の十二月の総選挙で自民党が政権交代をして、安倍首相が第二次安倍内閣を組閣したわけですが、それ以前といふことですね。

○籠池証人 おつしやるとおりです。

○葉梨委員 これは実は、その振り込み書を郵送された方からいただいたものなんですが、これは平成二十六年にこの振り込み書が、安倍晋三記念小学校ということで記載されているものが郵送されてきているという事実がございます。

○籠池証人 その中には趣旨書が入っておりま

か。

○葉梨委員 趣旨書なるものは、あの例の平沼先

生の顔写真が入った、あのものですか。入つてお

りました。

○籠池証人 これは、衆議院議員に在任中、そして総裁になられた後のその時期に、まだ、何といふのですかね振り込み用紙が残つておつたといふことがありますて、そのことが、ありましたものを使っておつたという時期が少しありました。

でも、そういう時期があつたということだけお伝えしておきます。

○葉梨委員 二十四年の十二月で安倍総理になられました。それ以前に趣旨書とこの用紙を使われました。それ以前に趣旨書とこの用紙を使われたことなんですねけれども、二十六年の半ば

の話、春ごろの話なんです、これは。一年以上あります。これが、これも少しの間ということがあります。

○籠池証人 私の認識しておりますところではそ

のよう短い期間であつたわけですが、その趣旨書とともに、総理・総裁になられて、何というの

ですか、お断りになりますまでの間に少しの期

間、それが出回つておつた時期があつたのかもわかりません。

○葉梨委員 篠池さんの盟友なのかどうかわかりませんけれども、菅野さんですか、明らかにされ

てあるところ、二十七年の九月七日、これは事実

かどうか私はわかりませんけれども、その百万円

の寄附を振り込みました、郵便局で。それが、

ネットでその振り込み票が明らかになつてあるん

ですが、世間の方は、紙で、紙テープで隠した方ばかりを見るんですけれども、その裏の方に、やはり安倍晋三記念小学校に刻印をするという記述

があるんです。

○葉梨委員 その振り込み票をあなたは使つてお

よ、二十七年の九月に。それについては記憶はある

ござりますが、二十六年、二十七年まで安倍晋三記念小学校といふ刻印がされた振り込み用紙

が使われていたということは、いろいろな物証か

らも明らかであるかと思います。

○葉梨委員 これはどれぐらいまいたんですね。一瞬とか

言つていますが一年でも二年でも何か一瞬といふふうになりそうなんですかね。

○葉梨委員 これはちよつとわかりかねます。記憶に残つておらないので、確証あることは申し上げられませんので。

○葉梨委員 幾らぐらい集めたんですね。

○葉梨委員 ちょっとそれもわかりかねますが。

○葉梨委員 いやつにしても、少しの間、一瞬と

いうのは籠池さんにとってみたら一年でも二年でも、そういうことなんですね。しかも、二十四年の十二月、総理大臣に安倍総理がなつてからも使い続けています。そういうことですよね。これは明らかに従来の、午前中のお話とは食い違つてくるわけです。

そして、その百万円の寄附のお話です。

これは午前中お話をされたように、百万円を一対一で昭恵さんから受け取つたということは間違

いありませんか。

○葉梨委員 それは間違ひございません。

○葉梨委員 このことは、ここで水かけ論をして

いてもしようがないんですが、当時、二人、内閣

府、出向している職員が夫人付として行かれてい

るわけです。その二人は、午前中の西田議員の話

にもありますけれども、離れていないというよう

にお話をしています。その一人に聞けばもう十分

明らかになることだろうと思ひますので、後で

しつかりと二人に私どもの方でも確かめさせてい

ただきたいたいと思います。

○葉梨委員 月。それは二つ論点があらうかと思いま

すが、その用紙によりまして安倍首相からいただけ、百万円を入れたということではありません。

一つ、それは、もう一つ、二十七年に使われておつたもので、確かめさせましたその口座振りかえ票、それはその日ちで振り込まれたのがいつなつか、ちょっと特定できません。

○葉梨委員 おつたんじで、わかりかねます。

○葉梨委員 お答えになつていないんです、先进みましょ。

○葉梨委員 いざれにしても、二十六年、二十七年まで安倍

晋三記念小学校といふ刻印がされた振り込み用紙

が使われていたということは、いろいろな物証か

らも明らかであるかと思います。

○葉梨委員 これはどれぐらいまいたんですね。一瞬とか

言つていますが一年でも二年でも何か一瞬といふふうになりそうなんですかね。

○葉梨委員 これはちよつとわかりかねます。記憶に残つておらないので、確証あることは申し上げられませんので。

○葉梨委員 幾らぐらい集めたんですね。

○葉梨委員 ちょっとそれもわかりかねますが。

○葉梨委員 いやつにしても、少しの間、一瞬と

いうのは籠池さんにとってみたら一年でも二年でも、そういうことなんですね。しかも、二十四年の十二月、総理大臣に安倍総理がなつてからも使い続けています。そういうことですよね。これは明らかに従来の、午前中のお話とは食い違つてくるわけです。

そして、その百万円の寄附のお話です。

これは午前中お話をされたように、百万円を一

対一で昭恵さんから受け取つたということは間違

の間であつたといふふうに言われました。このこと、その口どめともとれるメールというのはどういう中身だったんですか。それだけちょっとお話し下さい。

○籠池証人 今、その手持ちにありませんから、きちっとしたことは申し上げられませんので、それはメールを公表いたしましたら、それでわかることがあります。

○葉梨委員 その点では意見が一致いたしました。メールをしっかりと公表していただいて、客観的にそれがどういふような内容なるものを見せていただきたいんですけど、どうも、籠池さんの奥さんの方からたくさんたくさんメールが来ていて、それにちょっと応えていたいというふうに思いますが。

ただ、私もちらつとそのメールの内容なるものを見せていただきたいんですけど、どうも、籠池さんの奥さんの方からたくさんたくさんメールが来ていて、それにちょっと応えていたいというふうに思いますが。土地取引の問題、これについて申し上げたいと思います。

ただ、この件について、私は籠池さん自身をむちやくちや責めるといふつもりも全然ないんですけども、九月の四日に、財務局、大阪の財務局で、キアラ設計、中道組、それと財務局、航空局の担当者が話し合いを持った、これについての記録を籠池さんはごらんになつたことはありますか。

○籠池証人 いつの九月四日でしようか。

○葉梨委員 二十七年の九月四日です。

○籠池証人 どういふものなんでしょうか。見いくふうな書類でございましたんでしようか。見ておりません、私が今見ておりませんので、先生がおつしやつてある内容のことがちょっと理解できなんですが。

○葉梨委員 見ていひないといふことですね。それであれば、これにつけて、キアラ……籠池証

人「いや、わからない」と呼ぶ)それは見ていないことですね。(発言する者あり)

○浜田委員長 静粛に願います。

○葉梨委員 九月四日に財務局で、中道さんとか担当者が打ち合わせをした、しかも、森友学園の土地についての件である、その記録については見ていひないといふことですね。

○籠池証人 それは、いつの段階で見ていないといたいことでしようか。

○葉梨委員 例えば、じゃ、期間を区切りましては、平成二十八年の三月十四日、新しいごみが出できました。それまでの間に見ていましたが、見ていませんか。

○籠池証人 それは見ておりません。

○葉梨委員 この点についても、中道さん、それからキアラさん、それから関係者にもしっかりと確認をさせていただきたいといふふうに思っています。

そして、この土地のディスクワントの経緯について、午前中のお話で、えらく安くしてもらつてちょうどとびっくりしたといふようなお話をありました。この点については間違いありませんか。

○籠池証人 私の主觀どおりでありますので、そ

のとおりでございます。

○葉梨委員 これは主觀どおりでありますから、ここでちょっと御説明を籠池さんにもしたいと思う

んですね、そちらに行つてますよね、資料。

ここは、私自身もちょっと、この喚問の場ではあるんですけども、本当にちょっと簡単に申し上げたいと思うんですが、かなり國の方も、国有

財産といひますが、その管理の方法にも多少問題があつた面もあるのかなと思うんです。

この伊丹空港周辺の国有地というのは大きく三つの公園、それから給食センター。

この給食センターですけれども、昭和五十年ぐら

らいに国が購入して、六年間ぐらい田んぼで放置されていました。そうしたところが、それでそ

の後テニスコートにしたんですが、そこに給食セ

ンターをつくるうといふことで、二十七年ですか、それを掘り返してみたら、これは籠池さんの

コンクリット、これが埋まっている。田んぼからアスベストやコンクリットが生えてくるはずがないんですね。ですから、いろいろな形での投棄が行われたのかなと思うんですが、その撤去費用が、従来の田んぼまで削るとなると約二メートル

削らなきゃいけないといふことで、十四億円ぐら

いかかります。

それから、隣の公園を十四億二千万円で豊中市に売り渡した。かなりこの点についても、八、九割で二メートルぐらいまでは二〇%弱ぐらいの産廃があるといふこと、十四億二千万円で売れども、それについては、先々の処理費用は瑕疵担保責任ありといふことで、十四億二千万円で売り渡していますけれども、豊中市自体は、実は二千万円しか払つておりません。国への交付金が約十四億円来てます。

そして、この籠池さんの土地なんですが、この公園のところと隣接をしていまして、まず九・九メーター掘つた。九・九メーター全部掘るのを処分するといふことで報道されていますけれども、これは誤りです。八の部分だけです。あとは三・八メーターを掘るといふことで算定をしました。

どうもこの三・八メーターといふのは、業者さんとかそれから国交省の方で掘削をして、三・八メーターぐらいまでごみがありそうだ。これは昔の池の底が大体それぐらいだつたようなんですね。ですから、この費用を運ぶのに八億円かかるといふことで算定したといふことで

です。ですから、この費用を、運ぶのに八億円かかるといふことで算定したといふことで

○籠池証人 当初、有害物質が出てまいりましたときは、三メートルもう既に掘つております。その後、くい打ちといふことでありましたので、くい打ちをした分、私が説明を受けておる分では九・八メートルまで掘つたといふことを聞いておりますが。(葉梨委員「三・八、九・八」と呼ぶ)

○葉梨委員 グラウンドは掘つていないです。

○籠池証人 グラウンドの方は掘つておりますが、グラウンドを建ておりませんから。

○葉梨委員 業者さんがボーリングをしたときに、グラウンドの方にも相当生活ごみがあるといふ報告が国土交通省の方に行つてますが、グラウンドはそのままにしたといふことですね。

○籠池証人 もともとグラウンドは運動場でありますので、再度掘る必要性がありません。したがいまして、そのまま置いておいたといふことになりますが。(葉梨委員「三・八、九・八」と呼ぶ)

○葉梨委員 グラウンドでも、下に相当ごみが埋まつてゐる中で、その上で運動させるといふのもちょっといかがなものかなといふような気もいたしますけれども。

○葉梨委員 タダ、少なくとも、この三つの土地を比べてみて、森友学園の土地が不當に安く払い下げられたということではないといふふうに客観的に見られます。

○葉梨委員 ですから、政治の闘争があつたといふうに午前中おつしやられましたけれども、籠池さん自身が誰かの政治家に対して、これを値引きしてくれといふ交渉をされたあるいはお願いをしたといふことはありますか。

○葉梨委員 ですから、政治の闘争があつたといふうに午前中おつしやられましたけれども、籠池さん自身が誰かの政治家に対して、これを値引きしてくれといふ交渉をされたあるいはお願いをしたといふことはありますか。

○葉梨委員 当初、一番初めの御質問のときに安倍首相夫人のことが出てまいりました。私は、政治家といふことについて言えば、念頭にはそんなにはないのですが、ただ、安倍昭恵夫人も政治家の方、何と言つたらいでですかね、政治家の奥方でござりますので、政治家の奥方でござつたかといふような感じはいたしております。ちょっとと言葉のニュアンスは違いますが……(葉梨委員「違う違

う。買取の値下げについて」と呼ぶ)はい。それについては、純粹な政治家の対応はなかつたというふうに思います。

○葉梨委員 純粹な政治家と言われましたけれども、昭恵さんがあつたということですか、それは裏返して言うと、值引きに関して。

○籠池証人 いや、先ほど谷秘書のことが出ましたから、そこで財務省の方に多少の動きをかけていたみたいだということでおざいました。

したがいまして、生活ごみが出てまいりました後、急転直下、物事が動いたということは、そういうふうな考え方もあるかと思います。

○葉梨委員 この件については、そのファクスの内容を見れば明らかなんですね。そういうような動くようなものではないということも、これは後日そのファクスが出てくれば明らかになると思います。

ところで、籠池さん、小学校の教員の免許を持つていらっしゃいます。

○籠池証人 いや、私は持つておりません。

○葉梨委員 大阪府の私学審議会に学校の設立認可を申請したときに、籠池さん、ほかの教員の方々の候補者に加えて、籠池さんが経験三十四年というふうになつていています。これは、私学審議会、小学校の設立認可ですから、小学校の経験年数を書くべきなのではないですか。

○籠池証人 それはちょっと私も認識はしておりませんでしたが。もしそうであれば、私の記入の仕方が間違つておつたんだどうとあります。

○葉梨委員 いずれにしても、免許を持つていないう方が小学校の校長先生として申請をする、そして、校長先生の経験が三十四年であるという形で書かれているわけですから、これはちょっと、不注意とかいうのをちょっと通り越しているのではないかなどといふふうに思いますので、その点も指摘をさせていただきたいなどといふふうに思います。

さて、きょう籠池さんがこちらに来られるとい

うことになりました。その国会でお話をしたいと六日、大阪で四人の国會議員の方々と面談したその後だつたというふうに思います。

そのとき、その四人の国會議員の方々に、現在の森友学園の窮状、特に、小学校をつくりたいと大変なことになつてているという、その窮状を訴えられたということは間違いありませんね。

○籠池証人 私がお招きしたというわけではございませんでしたけれども、今の、私学審で認可適当というものをおいただいて、それで国有地を定期借地しまして、その後購入いたしました。そうしますと、その後で建設業者と契約をいたしますので、急にはじ段を外されても大変なことになるわけです。これは大変なことだなというふうなことは少しお話ししたことがあります。

○葉梨委員 そのお話については何か反応がございましたか。

○籠池証人 特段ございませんが。

○葉梨委員 それはまさにそんたくということになりましたか。

○籠池証人 おつしやるとおりです。

○葉梨委員 では、その点についてはまた、議員の方もいらっしゃるわけですから、関係者がいらっしゃりますので、またしっかりと確認をしていただいてもいいのかなというふうに思います。

それで、あと、しんぶん赤旗の取材、二〇一六年の十月、ここで、稻田大臣に表彰のときに会つたというふうに答えていらっしゃるという記事、これは後で赤旗は訂正はしたんですが、取材自体についてはそのように答えられましたか。

○籠池証人 それは籠池さんの側ですか、それとも議員さんの側からのお話でということですか。どちらから言い出されたことでしょう。

○浜田委員長 葉梨君、時間が来ておりますの

とと解釈してよろしいですか。

○籠池証人 おつしやるとおりです。

○葉梨委員 そのときに、例えば、籠池さん自身が何らかの捜査対象になつているとか、そういうお話についての話し合はありましたか。

○籠池証人 捜査対象の話についてはございません。

○葉梨委員 大阪府から監査を受ける、この点について非常に籠池さんが危惧をしておられるというようなことについての話し合いは行われましたか。

○籠池証人 はつきりとは覚えておりませんが、身の回りのことを考えますとそのようなことも近づいていますが、そういう話はしたことはあります。

○葉梨委員 そのことを答えていらつしやるのかどうかと、私は寄附を募つたということについてでも、まだほかの関係者に当たれば明らかになる事実も相当ございますし、本人が、籠池さん自身が本当にそれを答えていらつしやるのかどうかというのではなく、その点を答えていらつしやるのかどうかというのではないかなというふうに思います。

このことを私からも申し上げておきまして、私の質疑、質問、喚問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○浜田委員長 これにて葉梨君の発言は終了いたしました。

次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でござります。

籠池証人、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほどの葉梨委員の質問を聞いておりまして、幼稚園の先生としての経験は物すごく長くある、ただ、小学校教員の免許は持つていらつしやらないということでした。

平成二十六年の十月三十一日に大阪府の方に小学校の設置認可申請をされましたよね。設置認可申請に当たつて、大阪府の方には、私立の小学校及び中学校の設置認可等に関する審査基準というものがござります。A4判の書類で五ページ程度のものですが、この審査基準については、申請に当たつて、籠池証人はよく調査されましたか。

○籠池証人 設置基準ですね、大阪府の。よく押読させていただつたりですが。

○富田委員 設置基準の七項目め、資産という項目があります、「資産等」という項目が。そこにはこんなふうに書いてあります。

(1)として「校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。」これがまず大原則です。そして、(2)として「(1)にかかるわらず、教育上支障がなくかつ、次の基準を満たす場合に限り、借地を校地及び運動場とすることができる。」そして、次の基準の一一番最初の項目、アとして「当該借地の上

に、校舎がないこと。」と書いてあります。この基

ですね。

○籠池証人 文章的には知つておりました。  
○富田委員 これはどういうことを意味している  
かといいますと、校舎の底地は自己所有でなければ  
ならない、そういう基準なんですね。

ただ、  
認可撤回

○富田季  
かといふこの認  
か政治家  
いろいろか。  
○籠池証  
になつて、どの  
かといふて、私の  
るといふ。

四〇

書かれておりましたけれども、処分するたびにいのち。我々が認可適當をいただいて、そして国有財産を取得させていただきまして、建設業者を任命して今に至つたわけですが、そんなことしなくともよかつたんじゃないかなというふ

先ほり  
通あると  
はそのよ  
すといふ  
午前中

指導で一

二三九

の方は

う報道が  
取り計

三六

材に答え

学園側

を出し

か  
れ  
き  
た

われて  
が本ナ

藤原

か。

○籠池記

○ 富田委員 大変残念ですが、この藤原さんの証言を裏づけるような書類を私の手元に届けてくれた方がいらっしゃいます。
○ 富田委員 新聞で知ったつて、十五日で三億円の支払いの期日が来ていたんじやないんですか。
○ 富田委員 大阪地裁が仮差し決定を出しているんですから、申請者の言い分を聞いて出しているんですよね。間違いないと思ひますので、後ほど御確認をいただきたいというふうに思います。
○ 篠原社長 どうぞお聞きください。
○ 篠原社長 はい、それは新聞で知りました。
○ 篠原社長 うかうかのことはございません。

次に、国土交通省のサステナブル建築物等先導事業に係る補助金申請をするに至った経緯についてお尋ねします。

この申請の手続を行つたのはどなたですか。

○籠池証人 京都のキアラ設計事務所といふんです。

○富田委員 申請の際に実施設計書等が必要になるとと思うんですが、その書類はどなたがつくれましたか。

○籠池証人 同じ業者がつくりました。

○富田委員 この実施設計書の中に二十三億八千円という数字が出てくるわけですよね。この数字はどういうふうにして決まつていつたんでしょうか。

○籠池証人 恐れ入ります、刑事訴追を受けるおそれがあるので、お答えできないということです」

○富田委員 さいます。

○富田委員 刑事訴追だらけですね。

この二十三億八千万の数字は、このサステナブル補助金は補助率上限、工事代金の三・七五%というような上限があります。この上限を含めて、この二十三億八千万にしないと籠池証人の方で予定している金額が受け取れなくなるというようなことで、はじき出したのではありませんか。

○籠池証人 それは、実施設計をしましたキアラ設計の方にお聞きいただきたいと思います。

○富田委員 では、籠池証人はキアラ設計の担当者には自分からは言つていないとことですね。それでよろしいですか。

○籠池証人 その金額については私は申し上げております。

○富田委員 国土交通省は、三月二十一日、補助金の交付決定を取り消し、交付済みの約五千六百四十五万円を今月三十日までに返還するよう求めております。森友学園の方でこの返還はできるんですか。

○籠池証人 するように努力します。

○富田委員 ぜひ努力していただきたいというふうに思います。

先ほど葉梨委員の方からも御質問がありましたけれども、籠池証人が、国土交通省の、理財局に直接行かれた経緯について何点か確認をさせてい

たたきだいとしるに思ひます。  
二十八年の三月十一日に、くい打ち工事を行う  
過程において新たな地下埋蔵物が発見されまし  
た。そして、三月十四日に、近畿財務局、大阪航  
空局及び現場関係者が現地確認を実施されまし  
た。

○籠池証人　はい、そのとおりです。

○富田委員 葉梨議員の話の中で、鴻池事務所にアポをとった際のいろいろなやりとりのことを聞かれていましたが、その際、鴻池事務所とはどんなやりとりをされましたか。

品、日用品じやなくごみが出てまいりましたので、大変なことになつておりましたと。私が財務省に行つてかけ合いたいと思いますので、その相手先を教えていただきたいという旨のことだつた

○富田委員 鴻池事務所ではそのアボどりも断られたと先ほど来証言されていますが、どのようにして財務省本省の理財局とアボをとられたんでしょうか。

まして、このような状況になつたのは考へられないので、教えてくださいといふふうに伝えました。

○富田委員 本省の方に行かれて、どのようなお話をされましたか。  
○籠池証人 覚えている限りでは、定期借地のときの契約の中身の中で日用ごみがあるということでした。

は一切書かれておりませんでしきから、これは契

うことはござりますか。  
○籠池証人 それはちよつと、私はわかりませ  
ん。

ですから、参議院のときにも申し上げましたけれども、私の方では国そして行政の中でどのようなことがあつたのかということはわからぬので、それを究明していただきたいというふうに申し上げました。

○畠田委員 きょう、参議院の予算委員会で、民進党の福山議員からこのように質問されました。百万円も十万円も、総理も夫人も否定しており、わからぬが、なぜ今になつて公にされたのかと、いう福山さんの問い合わせに対し籠池説人は、二

月八日以来、財務局や國の方向を見ていたが、政  
府がうまく対応してくれればいいと思っていただけ  
れども、そうではなくて、二月二十三日のテレビ  
中継では、総理が籠池氏はしつこいとまで言つ  
て、こういうふうないろは番組の中で、やはりこう

いう事実を明らかにして、国民の皆さんにも申しわけないから明らかにしたんだというふうに午前中証言されました。それで間違いないですか。

ておこたというような状況に世論というのかマスコミがそのようにしむけておりましたので、これは何か別、そういうんじゃないんじゃないかというふうに思い至りました。そして、何があることであれば、そのことはきちっと究明をしておかないと

○富田委員 瓢池証人は、三月十日、記者会見されましたがよね。記者会見の中で、私は国会の方から何も口ききもしていただいておりません、安倍というふうに思いました。

首相の方からも何もしていただきたいこともあります。せんしん、安倍昭恵夫人の方から何かしていただきたいことはありません。当学園の方で講演をしていただいたいたい、これは大切な精神的な財産です、子供にとってもほんまもんの教育という一つの中に

入っていくと思ひます、もうどうこうと言われたんですね。

二月以来ずっともうひとつがついて、總理が

テレビ中継で御自分のことをしつこいと言つたた  
と。それでしたら、なぜこの三月十日の記者会見のときにはこの百万とか十万という事実を公にしな  
くなつたのです。

○籠池証人 私はもともと保守の考え方を持つております。したがいまして、天皇国日本という考え方で今まで生きてきましたし、いろいろな運動もしましたし、教育上のこともさせていただきましたが、この三月十日(?)の犬兒を含む、島根県内

見ていて、私は、この二年、十一年のものも全部見て、馬鹿に思ひませんが、見ていて、どうもまずいんじやないかななど、いろいろに思つてきましたが、これはどうもまずいんじやないかななどといふふうに思つてきましたが、私は支持しております。保守の政党の方も、いわゆる私に何かしてくれたかという問題ではなくて、

て、このままでいきますと、憲法改正も当然できなくなってしまうし、そしていろいろな施策も前に進んでいかない。国民がまだされているのではなくていいかななど。国民の一人である私がもしかしたらだまされていたのではないかなどというふうな思いに至りましたが、そつにこうせんしません。

○富田委員 ちよつと、私の質問をよく聞いていただきたいんですが、二月以来いろいろなことがあって、そういう今証人が言われたような思いになつたと。それでしたら、三月十日のときにも明

らかにできただはずなんですよね、どう考えた三  
て。それが、十日の日にはそう言わない、総理や  
昭恵夫人に感謝していると言いながら、十六日に  
参議院の予算委員会が現地視察した際に籠池証人  
が突然その話をされたわけですね。これは、十日

から十六日の間に何かがあつたとしか考えられない。何があつたのか。  
一番私はキーになるのは、先ほどお話しした、三月十五日の藤原工業からの仮差し命令が決定した、大阪地裁から命令が出た。森友学園の資産が

全部仮差しになつた。籠池証人にしてみたら、これはとんでもない、自分だけが犠牲になつていなかという思いで総理や昭恵夫人のことを突然言いい出されたんじやないんですか。どうですか。

十五日に仮差しがあったということを、私は本当にきのうまで知りませんでしたから。そして、よく考えていただきますと、私は、記者会見をする前日、あの校舎のところに大阪府の担当者と一緒に、視察を受けましてね、その校舎の中も見てもらおう、そしてそこで私の方の話もしてもらおうということです。そこで待つておったんですが、大阪府の担当者の方がすすつと帰つてしまいまして、視察も何もなかつたわけです。ですから、ここで私は、ああ、何か変なことが起こつているなど。何かとんでもないことが起つてゐるんぢやないかなというふうに思つたわけです、あの大阪府との絡みの中で。

そうすると、その次の日に私は取り下げをいたしました。一日で取り下げをしたわけです。それまでは一生懸命、これを認可にせないかぬといふうに努力をし、走つてきたわけです。ですから、議員おつしやつてゐるよう、この一週間の中でとか十日間の中などは、スパンは僕は長いと思います。一日で私が結論を出さないとけなかつたという事情も實察していただきたいと思います。

○富田委員 最後に一点だけ確認させていただきたいんですが、あなたの義父である森友先生が、一九八七年ですかね、ポートタウン保育園というのを設立されて、そのときに、寄附を一億三千万集めることを条件に認可されたけれども、寄附が集まらずに借金をして、その借金を年々の措置費で埋めていたということがありましたよね。これがいろいろ後で問題になつたと思うんですね。ここに、あなたが今回小学校をつくるうと思つたけれども、資金が足りないけれども、こういういろいろな寄附金を、補助金を集めればできる、そういう流れがこのときになつたんじやないんですか。最後にお答えください。

○籠池証人 義父のことをちよつと余りこの公開の場でおつしやつていただくのは、国会議員といえども失礼に当たるのではないかなと思っております。

が、時間がかかるつてしまい申しかけございませんが、財務省本省に問い合わせ、国有財産審理室長から回答を得ましたということをいただいております。大変恐縮ながら、国側の事情もあり、現状では御希望に沿うことはできないようございまですが、引き続き、当方としても見守つてまいりたいと存りますので、何かございましたら御教示ください。本件は昭恵夫人にも既に御報告させていただいておりますといふことであります。ここには、その電話番号とそしてファックスもいただいておりまして。

○枝野委員 確認、大事なところな  
まり、このファクスは谷さんに対し  
をしたり御相談をしたりしたことには  
なくて、安倍昭恵さんに對してお  
と、それが谷さんに振られて、そし  
回答があつた、こういう御認識とい  
すね。

○福田委員 終わります。  
○浜田委員長 これにて富田君の発言は終了いたしました。  
次に、枝野幸男君。  
枝野委員 民進党からお尋ねをいたします。  
きょうは、おいでいただきてありがとうございました。  
谷査恵子さんという方からファクスが来ていました。  
と。午前中の御発言の後、調べましたけれども、  
確かに、経済産業省から内閣官房総務官室といふ  
ところに出席されていた谷査恵子さんという方が  
いらっしゃいますが、午前中来お話しされている  
方は、この方という認識でよろしいでしょうか。  
○籠池証人 はい。経済産業省からお越しになつて  
いらっしゃるということは聞いたことがあります。  
○枝野委員 それから、今問題になつてゐる送ら  
れていたとするファクスが、昼、午後一番のワイ  
ドショーカ何かでテレビに流れているんですけど  
ども、それから、参議院には出していただけると  
いうことを参議院の審議の中で言つていただきて  
おりますが、院が違うのですから、衆議院にも  
お出ししただきたいと思いますが、この谷査恵子君  
さんから出されたとされるファクスを衆議院にお  
出しいただけますか。  
○籠池証人 はい、どうぞ。いつでもどうぞ。  
○枝野委員 午前中はお手元になかつたそうであ  
りますが、午後はお持ちになつていてると思います  
すし、午前中注目されましたので、中身を確認さ  
れているだらうと思います。私も、昼に某テレビ  
局がなぜかお持ちになつているものが報道されて  
いたのを仲間、同僚議員が見つけてくれまして、  
それがありますが、ここを見ますと、財務省本省  
に問い合わせをしたという記述がありますが、間  
違いないでしようか。

が、時間がかかるつてしまい申しかけございませんが、財務省本省に問い合わせ、国有財産審理室長から回答を得ましたということをいただいております。大変恐縮ながら、国側の事情もあり、現状では御希望に沿うことはできないようございまますが、引き続き、当方としても見守つてまいりたいと存りますので、何かございましたら御教示ください。本件は昭恵夫人にも既に御報告させていただいておりますといふことであります。ここには、その電話番号とそしてファックスもいただいておりまして。

○枝野委員 確認、大事なところな  
まり、このファクスは谷さんに対し  
をしたり御相談をしたりしたことには  
なくて、安倍昭恵さんに對してお  
と、それが谷さんに振られて、そし  
回答があつた、こういう御認識とい  
すね。

○枝野委員 確認、大事なところな  
まり、このファクスは谷さんに対し  
をしたり御相談をしたりしたことには  
なくて、安倍昭恵さんに對してお  
と、それが谷さんに振られて、そし  
回答があつた、こういう御認識とい  
すね。

○枝野委員 確認、大事なところなんですが、つまり、このファックスは谷さんに対してもお願いをして御相談をしたりしたことに對する答えではなくて、安倍昭恵さんに対してもお願いをしたことで、それが谷さんに振られて、そして谷さんから回答があつた、こういう御認識ということなんですね。

○籠池証人 おっしゃるとおりです。

○枝野委員 にわかに信じがたくて、まさに安倍昭恵さんが、御本人が直接行動していいなければ、も自分が頼まれたことについて公務員の方にお願いをして、今のような回答が来るような動きをされたということですので、安倍総理が従来おしゃついていたことと全然違う、本当に重い御発言なんですよ。

念のため繰り返しますけれども、きょうあなたのお御証言は議院証言法で、事実と違うことがあつたら偽証罪に問われます。それから、もしこのファックスが偽造されたものであつたり変造されたものであつたりしたらこれも罪に問われます。間違いないものなんですね。

○籠池証人 間違ひありません。

○枝野委員 この谷杏恵子さんというの、例えば、安倍昭恵さんは何度か幼稚園に来られていましたね、安倍昭恵さんと直接、何時ごろお着きになりますかとかそういうやりとりをしていたんですね、か、それとも谷さんなどを通じてやりとりされたいたんですね。

○籠池証人 お越しになるときは、直接御連絡もさせていただいたことはあります、当時の秘書の谷さんとも連絡をいたしました。

○枝野委員 先ほど自民党さんの方から、谷さん始めとして同行の皆さんとがそれから昭恵さん御言つたら偽証になるという証人としておいでいただいているんですが、今のところ伝聞なんですねが、そうした皆さんとの意見、やはり公開の場で参りましたので、籠池さんはきよる間違つたことを



### ○籠池証人 先ほどの先生の質問

○籠池証人 先ほどの先生の質問にも答えもいたしましたんすけれども、一生懸命今までやつてきました。そして、二月の二十三日、安倍首相が、しつこい人だという発言を私にされたんですが、そ

いうことで聞いておりますが、そのとき知りませんでしたけれども、どうもその辺あたりから、どうも風向きが変やなと。

そして、十日間ちよつと身を隠してほしいといふうな発言が弁護士を通してありましたものですから、そのように従つておりましたところ、どんどんどんどん学園に対する風向きがひどくなつてしまひまして、何だつたんだと。それだつたら、私の方はすぐに反論をして、ツイッターでも出して違いますよということを言えばよかつたんですが、そのままずっと沈黙をいたしておりまし

そうするとどんどん悪化してまいりまして、籠池の人間像も、どうも悪いやつやというふうな方向でレッヅテルを張られてくる。そうしましてくると、これは大阪府の担当行政課の方も当初、三月の三日ぐらいまでは通しますよ、四日までは通しますよと言つておりますが、いつの間にか、いや、これはなかなか難しい、難しい、難しいといふふうな方向になつてきまして、課長が同席の実地視察のときに私どもの家内の方が写真をかざしたとか、かざしていないとか、そしておまえらとか言つたとかいう、とんでもない暴言が記者会見の中で出てくる。

ということは、公権力というものが我々学園に對して、また私に対して、何というんですかね、人権的な圧力をかけてきたんだなというふうに私は思つたわけです。これはこれ以上やつていつているところでもないことになるなどいうふうに思つておつたやさぎに、弁護士の方からこれは取り下げた方がよろしいというふうなアドバイスをいただいたということあります。

今から考えますと、そのアドバイスというのは本当に我々の立場に立つてのアドバイスだったのか、それとも公権力の方に沿つた意見を出しておったのか、その辺はちょっとわからないので、どうぞお調べいただきたいというふうに思っています。

○枝野委員 アドバイス、もう取り下げた方がいいと。取り下げた方がいい、どうしてということを何か専門家として、こうだから取り下げた方がいいとかそういうことはあつたんですか。

○籠池証人 今の状況で考えると、どうもこれは私学審議会で答申はおりないということで、大体、大阪府との調整も代理人が中心にやってくれておりましたから、私も、その担当課の方から直接電話をもらうことなく担当弁護士がやつておりましたもので、その二ユアンスはどうもつかみかねておりましたので、その方の御意見を聞いたということがあります。

ただ、そのときの御意見を聞いてしまったがゆえに、本来は大阪府に対する賠償請求は今我々が取り下げましたからなかなかできにくくなつておられますでしようし、國の方の財産である土地も返りますでありますし、その上に建つております建物も全て立て潰してというふうなことになつておりますので、これは利益背反行為になつておるんじゃないかなと私は今は思つております。

○枝野委員 取り下げた方がいいよとアドバイスをされて、実際に取り下げをされたら直後に酒井弁護士がやめられているんですが、どういう理由でやめたんですか。

○籠池証人 内容の理由はマスコミによく出るからと。取材を受け過ぎるからとかいうふうなことが理由がありました。ただ、それによつて自分の描いている絵が描けないということだったというふうに思います。

れていてという趣旨の話を受けたとおっしゃっています。ところが、酒井弁護士はそんな話はなかったとおっしゃっておられます。

事実がどちらかはわかりませんが、酒井弁護士に対しても、酒井弁護士と証人とが話をされたことについては弁護士としては守秘義務がかかつている中身ですから、それは一定の理由がなければ、その守秘義務を解いてくれる理由がなければ弁護士がべらべらしゃべっちゃいけないことになつてゐる中身なんですが、籠池さんの方から佐川局長なり嶋田課長補佐との間のやりとりを外に向かつて公表することの承認はされていますか。

○籠池証人 私が酒井弁護士に対して許可しているかということでござりますか。許可をしているというよりも、今は担当弁護士ではありませんので、それは聞いていただいたらいんじやないかなと思います。

日本語で話すのが下手で、五年前に一過性のうつ病で精神科を受診したことがあります。そこで精神科医から「精神科医としての倫理研修を受けないと資格を失うので、倫理研修を受けている必要があります」と被告に警告されたのです。

弁護士の守秘義務は結構重くて自分が代理人をおりても代理人をやつていた間に知ったことについてはよほどの事情がないと外にしゃべっちゃ

いけないことになつてゐるのですが、この酒井さんという弁護士はやめた途端に、しかも御本人の言つていることと食い違うことをおつしやつてい

るというのはどうも不思議で仕方がないんです  
が、どう思われます。

したときも、本来であれば弁護士が横について記者会見するものだろうなと思いながら、そしてその前日ついで支子さんとおもっこいを、皆こ

の前日の大陽宮府が来られましたときも、一緒にいていくといふことだつたように思ひますが、一緒に来られなかつた。

その一つの原因になつております、何というんですか、契約書を持ってきなさいと、大阪府庁が原本をといふうにおつしやつていたようですがけれども、私は原本をといふことを聞いておりませ

んでしたから、そういうふうな、どうもよくわからぬかななどなにかが、自分が何というんですかね、当然身を出して弁護せないかぬ人間に對して、自分が身を守つていくよな形になつておつたんじやないかななどいうふうに私は思つています。

○枝野委員 証人喚問のところで提起していいのかどうかわかりませんが、一番国民の皆様が御関係を持つてゐる八億円の値引きの経緯は御本人以上に酒井弁護士が御存じだし、おやめになつて、なおかつそこで御発言されてることが御本人の発言と食い違つてゐる、しかも結構大事なポイントですので、ぜひ酒井弁護士も参考人として、こちらできちつとお話を伺わないと何が本当のことかわからぬと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○浜田委員長 理事会で協議します。

○枝野委員 次に、小学校の認可、大阪府との関係の話に移りたいと思いますが、「亡くなられた畠さん」という府議員さんには、いつごろからどのようにこのことを願ひしていただんでしようか。例えば二〇一一年、平成二十三年に基準自体を緩めてくださいといふお願いをしていらっしゃるのですが、そのころあるいはその前から畠府議との間では何かお願いをしていたんでしようか。

○籠池証人 設置基準の緩和の時期には、畠成章先生の動きは全くございません。

○枝野委員 では、いつごろからですか。

○籠池証人 畠成章先生が大阪府議会議員をおられまして在野の方になりましてからですか、私の思いをいろいろ御相談申し上げて、いろいろ御意見をいただいておつたとき、ですから平成の二十四、三、そのぐらい、もっと前か。ちょっとその辺がはつきりといたしておりません。

○枝野委員 私学の設置基準の緩和を要望したのは平成二十三年かな、二十四年に緩和がされています。土地が売りに出されるような話の前ですか、後ですか。



務所で会いました。

○枝野委員 さすがにそれは稻田龍示弁護士だけですね。

○籠池証人 はい、もちろんそうです。

○枝野委員 これはお答えいただけないのかも知りませんですが、私たちも、校舎の建設費の見積もりというか費用が三つあるというのは大変不思議な、おかしなことだと思っておるんですが、一番最初の発言 参議院での発言で、設計士の助言でという趣旨のことをおつしやいました。この設計士といふのはどの設計士ですか。

○籠池証人 キアラ総合設計の設計士であります。松本さんだつたと思いますが。

○枝野委員 さて、お答えをぜひいただきたいんですけど、なぜ三種類つくれどそのキアラはおつしやつたか、そのとき聞いていませんか。

○籠池証人 恐れ入ります、ちょっと、刑事訴追を受けるおそれがあるということですので、控えさせていただきます。

○枝野委員 では、稻田大臣に戻りたいんです  
が、稻田大臣が弁護士時代に弁論期日に出席した  
いわゆるポートタウン福祉会事件、これの法廷に  
出ていたということなんですが、それ以外に稻田  
大臣やあるいはその夫の方が森友学園の代理人と  
なった裁判はありますか。

○籠池証人 あります。私どもの塚本幼稚園の旧

園舎にありましたところに担保が入っておりまし  
て、銀行の。その担保を抜いていたくような調  
停というんですかね、調停をしていただいたこと  
があります。

○枝野委員 時間のようなんですが、残念ながら  
籠池証人のおつしやつていることとほかの方が  
おつしやつてることとされると食い違っていますので、同じような条件でうした方にお話を  
いただいて、籠池証人のおつしやつたことが正し  
いのか、そうではないのかということをこれから  
きちつとやらせていただくのが我々の責任だと  
思っています。

きょうは、どうもありがとうございました。

○浜田委員長 これにて枝野君の発言は終了いたしました。

次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。

時間が短いですので、短く端的にお答えをいた  
だきたいと思います。

午前中の参議院の質疑であなたは、役所と会つ  
たときに安倍昭恵さんが名譽校長であるという旨  
を伝えた、こういうふうにお話しになりました。

伝えたときの相手方の表情といいますか、受けと  
めといいますか、変化がございましたか。

○浜田委員長 では、もう一度、済みません。

○宮本(岳)委員 午前中、小池晃との質疑の中  
で、役所とのやりとりの中で安倍昭恵さんが名譽  
校長であるということを伝えた、そういうことが  
ございましたとお答えになりました。伝えたときの

相手方の表情といふものは変化がございました  
か。

○籠池証人 普通でございました。

○宮本(岳)委員 そういう形でさまざまやりと  
りがあるわけですけれども、先ほど、二〇一五  
年、二年前の九月四日の会議の話も少し出ました

けれども、私、この九月四日に近畿財務局の九階

に上京して、本省の理財局そして国有財産審

査室長と面会をされたと思うのですが、そのとき

校長であるということを伝えた、そういうことが  
ございましたとお答えになりました。伝えたときの

相手方の名前を忘れておりますので、申しわ  
けありません。きっと、同じ年次でありますの

で、同じ方ではないかなとは思います。

○籠池証人 普通でございました。

○宮本(岳)委員 そういう形でさまざまやりと  
りがあるわけですけれども、先ほど、二〇一五  
年、二年前の九月四日の会議の話も少し出ました

けれども、私、この九月四日に近畿財務局の九階

に上京して、本省の理財局そして国有財産審

査室長と面会をされたと思うのですが、そのとき

校長であるということを伝えた、そういうことが  
ございましたとお答えになりました。伝えたときの

相手方の名前を忘れておりますので、申しわ  
けありません。きっと、同じ年次でありますの

で、同じ方ではないかなとは思います。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこの  
ときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の  
方、田村さんでございます。そうして、このやり

とりがあつたと。

○籠池証人 当時、その会議が開かれたというこ  
とは直後には知りませんでしたが、後で、あつた  
ということは聞きました。

○宮本(岳)委員 次に、昭恵夫人を通じて、十年  
の定期借地を何とか五十年にという相談をした  
ということは聞きました。

○宮本(岳)委員 そうしたら、ファックスでお答えがあつたとい  
うやりとりがございました。

फाक्सについて、既にマスクミで流れており  
ますから、先ほども少し確認がございましたけれ  
ど、これというのではありません。

ども、このファックスを見せていただくと、国有財  
産審理室長から回答を得ました、こういう言葉が  
この中に書かれてございます。間違いないです

ね。

○籠池証人 はい、間違ひございません。

○宮本(岳)委員 安倍昭恵さんにお願ひしたら、  
谷査恵子さんを通じて、財務省の国有財産審理  
室長からの回答を得たというファックスが来ている  
と。このときの室長さんは、田村嘉啓さ

んという方が既にこの室長になっておられるわけ  
ですけれども、あなたは、三月の十一日に深いと  
ころからもごみが大量に出たと、昨年ですね、十

五日に上京して、本省の理財局そして国有財産審

査室長と面会をされたと思うのですが、そのとき

の審理室長は田村嘉啓さんではなかつたですか。

○籠池証人 申しわけないんですが、ちょっととそ  
のときの方の名前を忘れておりますので、申しわ  
けありません。きっと、同じ年次でありますので、  
同じ方ではないかなとは思います。

○宮本(岳)委員 再確認いたします。国有財産審  
理室長という肩書の方と三月の十五日にお会いに  
なりましたか。

○籠池証人 はい、お会いしました。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこの  
ときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の  
方、田村さんでございます。そうして、このやり

とりがあつたと。

○宮本(岳)委員 調べましたが、間違いなくこの  
ときの審理室長と三月十五日の審理室長は同一の  
方、田村さんでございます。そうして、このやり

とりがあつたと。

○宮本(岳)委員 二〇一五年の十月、十一月ご  
ろ、定期借地の期限延長を申し入れたら、それは

なかなかその御期待に沿えませんという答えを出

した審理室長、ここに、地中深くから出てきたと  
いうことをかけ合いで行つたわけですね。そうし

たら、その後一気に物事が売買の方向で動いたと  
いうのは、私は、そこに何らかの力が、政治の力

が働いたというふうに思うんですね。

それで、小学校設置の認可についても少しお伺

いをしたいと思います。

先ほど、畠成章元議員というお名前も出されま  
した。参議院では、東徹参議院議員、鴻池洋肇議  
員、北川イッセイ議員、柳本卓治議員とお名前を

挙げられました。いずれも参議院議員の方々であ  
りますけれども、これは、参議院だつたので参議

院議員だけを挙げたということではなくて、それ

以外に衆議院の政治家が、衆議院議員がいらつ  
しゃるということではありませんか。

○籠池証人 いや、そんなことはありません。

○宮本(岳)委員 このときにさまでまな政治家の方々が、例えば、先ほど、東徹さんが認可基準の引き下げにどういう役割を果たしたか、どういうことをお願いしたかなどお話をあります。鴻池さんは私たちも一定存じ上げておるわけですが、北川イツセイさん、柳本卓治さんにどのようなことをお願いになりましたか。

席に課長さんがいらっしゃいましたが、ちょっとお名前は欠落しました。

次に、下地幹郎君  
○下地委員 箬池証

に、午前中の証人の発言の

もう既にその時期に、私学審議会に対して、事務局である大阪府、そしてその中心であります松

○宮本(岳)委員 その安地さんと、そしてその上席の方と、そして稻田弁護士と森友学園側がお会いになつたということですね。  
○籠池証人 近畿財務局の池田さんと、その部下の方もともどもにいらっしゃいました。

中で、松井知事とは会ったこともない。松井知事に働きかけをしたこともないというような証言をしていますけれども、そのとおりですか。

○籠池証人 私の方から直接自分の口を通じてさせていただいたことはありません。

升一郎知事の方からの御意向がやはり私学審議会に圧力となつてあつたのではないかと私は推察しております。

○籠池証人 北川イッセイ国土副大臣その当時でございましたが、有害ごみが、有害土地がありまして、それを私どもの方で取り除きました。そのとき一億三千万かかりましたけれども、それは立てかえ払いで我々が払うことになります。それで、國の方は、年間予算でありましたので、また

○富本(由)委員 私学の認可をめぐ  
二〇一四年十一月の私学審で継続審  
後、翌年一月の条件つき認可適当とい  
中市選出の中川隆弘大阪府会議員に  
いをして問い合わせたなどいうことが  
りまして、御本人も認めております。

○下地委員 証人がおつしやつていた畠先生、尊敬なされている、いろいろと動かされたという先生がいますけれども、畠先生を通して松井知事と接触したり、松井知事と会つてきることを証人が報告を受けたり、こういうこともありますか。

○籠池証人 お話を伺つたことがあります。

○下地委員 証人の具体的な内容について、証人、答えられるんですか。

○籠池証人 この二月の八日からの事柄で、私審議会の方に物事が移つてまいりました。国有地の方から、私どもの方に。そうしましたときに、松井知事の方がぶら下がりをするわけですね。行

予算化しないといけないということでありましたので、これはまた一年ずれるわと思つてしまつたんですね。これはおかしいんじやないですかと。國の方の責任で、國の方が本来は、民衆の場合でしたら、売り手がきれいにして、そして買い手が買うという形なのに、國の土地の場合は、買い手

○籠池証人 中川先生につきましては、松浦防府市長さんの方の紹介で、御自身とごじつこんだから、ちょっと会った方がいいんじゃないのというふうなことでしたので、お会いさせていただいたということだけのことです。

○下地委員 どんな内容ですか。  
○籠池証人 学校のことを話しつつたでとか、いろいろということです。その具体的な内容というのは、非常に抽象的でございましたから、具体的にはこんなもんやということはございませんでしたが、何となくわかるような雰囲気で

政の担当課がやっている。我々も話しておりますことと、それを担当課と話をしまして書類を出します。その後、やはりこれは私学審議会は通らないんじゃないのか、私学審議会に通るために土を全て出さないといけないんじゃないとかいうふうな観測気球を当然上げていらっしゃいました。

の方がきれいにして、その後でお金を払ってくれるといふ。おかしいんじやないですか? ううなことを申し上げまして、早くお金を返してください」というふうな話をさせていただいたいとこうことがあります。それで、すぐお返しいただいたといふことがありました。

○宮本(岳)委員 また維新的の方にかかるところですが、実は、大阪市の記録を見ますと、塚本幼稚園に隣接する新北野公園の植樹や花壇の整備をめぐつて、今からちょうど五年前に地域住民、大阪市とトラブルがございました。二〇一二年二月二十一日に大阪市の公園事務所の職員が塚

○下地委員 いや、これは大事なところなんですが、抽象的に一般的な話をしたのか、畠先生が大阪府まで行ってちゃんとお話ををして、その許可、認可について便宜を図つてくれというようなことを言つたのか。これは非常に大事なことなんです。

その上げでいらっしゃるということは、現職の知事でありますので、それは当然私学審議会には大きな圧力になつたんだというふうに思います。

○下地委員　あのね、証人、違うんです。私が言つてゐることは、条件つき認可の段階の話をしている。今、取り消しの話をしているのではない

本事務所に説明に上がったときに、途中からは大阪市会議員二名が同席をして、そして、あなたの立場に立つて大阪市にさまざま物を言つたということが記録されております。

すか。  
これは、そのことをお願いしましたが、事実で

きよう、大阪府でもこの審議会をやつてゐるん  
です。梶田この審議会の委員長が、この問題について、一切、私だけではなくて私学審議会のメンバー全員が、何の働きかけも政治家からはなかつた、認可においてそういうことはなかつたと言つよ。

その条件つき認可をやるときに、この委員長は、政治的な背景はなかつたといふようなことを言つてゐるわけです。それを今証人はあつたと言つてゐるんですけども、本当にあつたんですか。その条件つき認可の前にあつたかどうかなん

○宮本(岳)委員 一億二千万の有益費の支払いをめぐつては、先ほども、稻田龍示弁護士の事務所で財務省それから航空局の担当者と会つたという証言が出ました。

○籠池証人 同じ淀川区選出の議員と隣の東淀川選出の議員がお越しになつて対応していただいたことは事実です。

でいるんです。証人の今まで認可をとる過程の中で、政治家が審議会に圧力をかけたりその口をきかせたりなどということはなくして、私たちはちゃんと基準の中でこれを条件つき認可したんだというふ

じよ、今じゃなくて。  
○籠池証人 条件つき認可になつたときには、政治的な背景はあつたと思います。  
○下地委員 具体的に話してください。これは偽

それぞれ、この財務局、航空局の職員のお名前、覚えておられますか。

した審議、調査を求めていたと思います。  
以上で終わります。

○浜田委員長 これにて宮本君の発言は終了いたしました。

うなことを言つてゐるんですけれども、そのことについてどう思われますか。  
○籠池証人　それは今だから言えることなんだけ  
うと思ひます。

○籠池証人 当時の近畿財務局の土地を定期借地  
証の疑いもありますから、どうぞ具体的に話して  
ください、どういう認可があつたか。これははつ  
かり申し上げてもらわないと困りますよ。

するという方向が一緒に進んでいました。定期借地をいたしました前に私学審議会の答申が出ないと、それは定期借地もできないということでありました。ということは、やはり近畿財務局の方から大阪府に働きかけましたでしょし、大阪府の方がまた近畿財務局に問い合わせをしたといふうに思います。その中身の中でも、お国の方の中でいろいろな事柄が渾巣いて、そして大阪府の私学審議会に、条件つきでありますても認可妥当といふ話になつていったんではなかろうかと私は思つております。

○下地委員 あなたの話は全く意味不明ですね。

これは、大阪府は、新しい制度をつくって、幼稚園をやられている方でもその小学校をつくれるという新しい規制緩和をしたんです。それが専門学校でも全部できるようになつたんです。あなたに対して、教育の熱心なあなたに対しても権力を広げたんです。それでこの制度はスタートしたんです。

そのときに、今言つたようなそのような働きかけがあつたといふことであれば、もつと具体的に言わないと、今の発言によつて逆に、この委員長が今言つてきた、審議会に一切政治的圧力がなくて、四つの条件を満たして、そして土地を最終的に去年の六月の二十日にあなたが買い上げて、借地じやなくてちゃんと買ひ上げるということをやつて、最後の認可をできるかどうかを交渉していたわけです。見ていたわけです。しかし、そのときにこういふうな問題が出てきたから、松井知事の方は判断を保留すると言つているわけでありまして、しかも、三つの地域に違う建設の工事請負金額を出して、それについても訴訟の段階になるから話せないと言つてゐるようなものを認めきれないぢやないです。

しかし、あのときは、しつかりとあなたに頑張つてもらいたいということで、審議会は、それは見守りながらやつていつうようなことを言つてきたわけですから、それを、簡単に今のよ

を具体的に言わなければ、これは大変なことになりますよ。これをぜひ、もう一回答えてください。

これはしっかりと言わないと偽証にもなりますし、私どもは、政治的にも非常に大きな発言だといつて、ありますよ。これは。

○籠池証人 本来、私学審議会というのは三月の二十三日か四日ぐらいに開かれるものであります。これは、さつき午前中に参議院で言つた。二月の二十三日でしたか四日でしたか、開かれました。

○下地委員 「その段階の話ぢやない、私が申し上げているのは」と呼ぶ)

○浜田委員長 どうぞ、答弁を続けてください。

○籠池証人 はい。

ですから、臨時審議会が設けられたということ自身が本来あつてはならないというか、スムースにいけば、もうそのまま三月の本来の審議会で認可ということがいただけたといふうなことであつたわけです。

○下地委員 証人、こういふうな状況になつて、私学審議会が、この国有地の払い下げの問題とか、今の四つの条件の問題がありますよね、工事の請負金額の締結状況とか、寄附金の受け入れ状況とか、カリキュラムの問題とか。そういうのを全部精査してあなたに最終的な認可を与えるといふのが大阪府の考え、大阪府の審議会の考えなんです。

○下地委員 証人、こういふうな状況になつて、私学審議会が、この国有地の払い下げの問題とか、今の四つの条件の問題がありますよね、工事の請負金額の締結状況とか、寄附金の受け入れ

状況とか、カリキュラムの問題とか。そういうのを全部精査してあなたに最終的な認可を与えるといふのが大阪府の考え、大阪府の審議会の考え方

です。しかし、それが今までないような状況になつて、私学審議会が、この国有地の払い下げの問題とか、今の四つの条件の問題がありますよね、工事の請負金額の締結状況とか、寄附金の受け入れ

状況とか、カリキュラムの問題とか。そういうのを全部精査してあなたに最終的な認可を与えるといふのが大阪府の考え方

です。しかし、それが今までないような状況になつて、私学審議会が、この国有地の払い下げの問題とか、今の四つの条件の問題がありますよね、工事の請負金額の締結状況とか、寄附金の受け入れ

状況とか、カリキュラムの問題とか。そういうのを全部精査してあなたに最終的な認可を与えるといふのが大阪府の考え方

です。しかし、それが今までないような状況になつて、私学審議会が、この国有地の払い下げの問題とか、今の四つの条件の問題がありますよね、工事の請負金額の締結状況とか、寄附金の受け入れ

状況とか、カリキュラムの問題とか。そういうのを全部精査してあなたに最終的な認可を与えるといふのが大阪府の考え方

です。しかし、それが今までないような状況になつて、私学審議会が、この国有地の払い下げの問題とか、今の四つの条件の問題がありますよね、工事の請負金額の締結状況とか、寄附金の受け入れ

状況とか、カリキュラムの問題とか。そういうのを全部精査してあなたに最終的な認可を与えるといふのが大阪府の考え方

たということでありましたけれども、総理になつてもこれをやられているぢやないですか。総理になつても二年以上これを集めています。

午前中は短い時間だけだと言つておりますけれども、これは偽証もあるし、総理の名前を使つてこのお金を集めるということは詐欺にも当たりますよ。これは、さつき午前中に参議院で言つたことは間違いないんですか。その短い時間だけ、その衆議院のわずかな時間だけしかやっていませんでした。(下地委員「その段階の話ぢやないの。その段階の話ぢやない、私が申し上げているのは」と呼ぶ)

○浜田委員長 どうぞ、答弁を続けてください。

○籠池証人 もう一度おつしやつていただけませんか。

○浜田委員長 下地君、時間が来ておりますので、短く願います。

○下地委員 五ヶ月とけいわざかな時間というものが、衆議院時代のものだけじゃなくて、総理にならても、あなたは、この安倍晋三小学記念館といふので集めているという事実があるんじやないですかと。しかし、今の午前中の答弁だと、間違いなくあなたは偽証であり、そして詐欺になりますよ。それは今修正した方がいいんじやないかと僕は言つてゐるんです。

○籠池証人 済みません、今のは質問でしょうか。(下地委員「質問です」と呼ぶ)

○浜田委員長 篠池証人、どうぞ答弁願います。

○籠池証人 安倍晋三記念小学院というものを起

こそうと思つておりました。そして、大阪府の方に認可を申請しましたのは平成二十五年だったと思います。したがいまして、大阪府に認可を出す

前の段階で、もう既に安倍晋三先生の方からお断りいただいておりましたので、安倍晋三記念小学院という名前は使つておりません。

○下地委員 この事実がはつきりすれば、きょう

とつて重い言葉になるかがわかると思いますよ。

ありがとうございました。

○浜田委員長 これにて下地君の発言は終了いたしました。

以上をもちまして籠池証人に対する尋問は終了いたします。

○浜田委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会



平成二十九年三月二十九日印刷

平成二十九年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者  
国立印刷局

K